

第1条（名称）

一般社団法人日本環境教育学会定款第56条及び一般社団法人日本環境教育学会支部規約に基づき、一般社団法人日本環境教育学会九州・沖縄支部（以下「本支部」とする）と称する。

第2条（事務局）

本支部に事務局を置く。その所在地については別に定める。

第3条（目的及び活動）

本支部は環境教育に関する研究、研究者・教育者相互の協力・交流・連携を促進し、一般社団法人日本環境教育学会理事会ならびに他支部との連携を密にし、九州・沖縄地方の環境教育の普及・発展に資することを目的とする。

第4条（事業年度）

本支部の会計年度は、毎年7月1日から、翌年の6月末日までとする。

第5条（支部会員、入会）

本支部は一般社団法人日本環境教育学会の会員で九州・沖縄地方に登録住所があるものを対象とする。

第6条（会員総会）

支部総会は支部会員をもって構成する。支部総会は年1回支部長が招集する。支部総会は支部会員の10分の1（委任状提出者を含む）の出席をもって成立とする。支部総会での議事は出席会員の過半数をもって決する。また、電子メールやオンライン会議での電磁決裁も可能とする。

第7条（組織等）

1. 運営委員会

本支部の業務を執行する運営委員会を置く。運営委員会は、日本環境教育学会九州・沖縄地区選出もしくは所属の代議員および支部総会で選任された運営委員で構成される。運営委員は、10名程度とし、会員から選出し、総会において選任する。運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 支部長

支部長は本支部を代表する。支部長は運営委員会において互選する。支部長は支部業務を補佐するために副支部長および事務局長を置くことができる。

3. 監事

監事は会計および会計執行を監査する。監事は運営委員会が推薦し、総会において選任する。

第8条（規約改正）

本規約の改正は、運営委員会で原案を作成し、会員総会の承認を受けなければならない。